

## 【平成25年第1回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成25年3月19日 市民委員長 為谷 義隆

### ○「議案第20号 幸区役所庁舎改築工事請負契約の締結について」

#### 《主な質疑・答弁等》

#### \* 免震構造の採用を始めとする防災機能の強化について

免震構造は一般的に平成10年頃から採用されているが、消防局総合庁舎、多摩病院、井田病院などが免震構造で設計・建築されている。通常の構造物と比較すると構造躯体部分の工事費が25%程度増加するが、災害発生時には区の災害対策拠点としての機能が十分活かされるよう、区役所としては初めて免震構造を採用するに至った。また、電力設備及び自家発電設備を上層階に設置することで、ゲリラ豪雨などの自然災害発生時においても電力の安定供給が可能である。

#### \* 庁舎の緑化について

屋上は太陽光パネルを設置するため、庁舎中央の吹き抜け部分（中庭部分）を緑化し、全体として川崎市緑化指針に定める基準である、建築敷地面積の10%を上回る緑化率となるよう、環境に十分配慮した設計となっている。

#### \* 将来の社会構造の変化を見据えた区役所施設の機能強化について

事務スペースにおいては、柱を極力減らしたオープンな設計とすることで、将来的な市民ニーズの変化に伴うレイアウト変更にも柔軟に対応することが可能となっており、また、区役所は市民生活に身近な拠点であることから、市民活動支援スペース機能として、コミュニティエリアに給湯室やトイレを設置することにより、閉庁時にも使用可能な設計としている。さらに、バリアフリーの観点などから、エレベーターを3基設置して、上階・下階へ移動する市民への負担の軽減や各窓口付近の待合スペースを従前より広く確保するなど、様々な形で来庁する市民に配慮した設計となっている。

#### \* 食堂施設の導入に関する考え方について

食堂施設を導入する際には事業者に対し部屋の管理を含めて使用許可を行うこととなり、昼食時間以外に当該使用許可部分を使用できなくなることは、限られた区役所資源の有効活用という観点からすると効率的とは言えないため、食堂施設は導入せず、4階の南側エリアにある多目的スペースを飲食用のスペースとして開放する予定である。

#### \* 区役所内の案内表示について

幸区役所の案内表示については、ユニバーサルデザインの考え方も取り入れながら、来庁する市民が混乱なく目的地に到達できるよう、今後も工夫していきたい。

#### 《意見》

\* 市民が区役所で活動する際、長時間に及ぶこともあり、食堂施設を望む声もあることが考えられる。仮に、食堂施設を設置することが困難だとしても、飲食可能な場所を4階の多目的スペースに限定するのではなく、1階のコミュニティエリ

アも飲食できるようにするなど、市民ニーズに柔軟に対応できるように検討してほしい。

\* 西丸子小学校では壁面に太陽光パネルを設置しており、停電時には非常用電源として活用できると聞いている。幸区役所は屋上に太陽光パネルが設置されるとのことだが、壁面への設置についても今後ぜひ検討してほしい。

\* 1階売店は障害者の就労支援施設「ふれあいショップ」の導入を検討しているとのことなので、ぜひその方向で検討を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第23号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

\* PFI事業における物価変動の影響について

多摩スポーツセンター建設事業契約の契約書に「3%以上の物価変動が生じた場合、契約金額の改定を行う」との規定がある。電気料金及びガス料金を平成23年と平成24年で比較すると、電気料金は7.9%の増、ガス料金は17%の増となったことから、契約金額を改定することとなった。なお、電気料金については国内企業物価指数の業務用高圧電力の指標の年間平均値、ガス料金については、国内企業物価指数の大口都市ガスの指標の年間平均値を基に算出している。また、仮に3%以上金額が下がった場合も同様に契約金額を改定することとなる。

\* 利用者からの意見・要望を汲みとる仕組みについて

利用者からの問い合わせ、苦情、提案及び要望などは本市に対しても、施設の窓口に対しても寄せられている。また、スポーツセンターと区役所、市民スポーツ室長との間で定期的に情報交換の機会を設けており、利用者からの意見・要望の効率的な聴取及び施設運営へのフィードバックを行っている。

《意見》

\* PFI事業は民間企業が施設の建設・運営を行うが、それに係る経費は市が負担することとなる。デフレ脱却後のインフレにより物価上昇や消費税引き上げが懸念されている中、本市の財政負担に直結するものであることから、物価変動について今後の見通しを踏まえ対策を講じることも必要ではないかと思われる。

\* 民間企業による施設運営となるため、利用者の声が市に届きにくくなっていると感じる。広聴の仕組みについて、もう一度見直す機会を持ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第24号 高津区における町区域の設定について」

○「議案第25号 高津区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも高津区末長地区において住居表示を実施するため所要の手続を定める内

容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\* 国道246号以西の区域について

当該地域の居住者や近隣の町内会と、より適正な区域設定となるよう交渉を重ねてきたが、当該地域の居住者が梶ヶ谷1丁目への区域変更を望まず、結果的に現状の区域のまま住居表示を実施することとなった。今後、仮に当該地域の居住者から梶ヶ谷1丁目へ区域を変更したいという申し出がなされた場合は、末長及び梶ヶ谷両町内会による調整の後、双方の町区域の変更手続を行うことも可能である。

\* 今後の住居表示未実施地域の対応について

平成25年度に末長1丁目・2丁目、平成26年度に末長3丁目・4丁目、平成27年度以降は2年間かけて中原区の今井地区の住居表示を実施する予定である。住居表示の実施は住民票や登記関係書類など広範囲に影響を及ぼすため、大規模な住居表示を並行して複数地域で実施することは困難である。

《意見》

\* 居住者の要望を最も重視しなければならないのは当然であり、今回はやむを得ないことは理解するが、町区域の設定は希少な機会であるため、本来であればこの機を捉え、行政サービスがより適正な形で提供できるよう検討すべきであったと思われる。

《議案第24号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第25号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第26号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《主な質疑・答弁等》

\* 最近の主な相談内容について

消費者行政センターに寄せられる相談の中で、最近は主にインターネット取引やアダルトサイトの不当請求などに関する相談や、「押し買い」と呼ばれる、自宅に不意打ちで押しかけ、相手の意思にかかわらず強引に貴金属などを安値で買い取る行為についての相談が増加傾向にある。なお、押し買いに関してはこれまで法規制の対象外であったが、改正された特定商取引法が本年2月に施行されたことにより規制対象に含まれることとなった。

\* 消費者行政推進委員の構成、選考、任期及び報酬について

消費者行政推進委員の構成は、学識経験者から4人、消費者団体等から3人、市内事業者から2人の計9人である。委員を選考する候補者選考委員会の委員の構成は経済労働局長、産業政策部長、企画課長、消費者行政センター室長及び健康福祉局健康安全室担当課長の計5人である。委員の任期は2年で、5回まで再任できることとなっており、年齢制限は特に設けられていない。報酬は、会議に出席した場合に1万2,500円が支給される。

**\* 放射能関係の相談に関する対応について**

平成23年度は、食品の放射能汚染に関する問い合わせや、放射線測定機器の購入に関する相談が非常に多かったが、平成24年度以降は減少した。今後、消費者の放射能汚染に関する意識が再度高まることがあれば、消費者行政推進委員の選考についてもその点を配慮していきたいと考えている。

《意見》

**\* 福島第一原子力発電所事故以降、食品の放射能汚染に対する不安はいまだに根強い。消費者行政推進委員の選考に当たっては、こうした時代背景を考慮しながら、その時点で市民の関心が高い社会問題に対し、適切な見識を持った専門家を選考するように努めるべきである。**

**\* 委員には消費者団体の代表者が含まれているが、現在のところ、団体の活動内容が把握しにくい状況である。今後は詳細な資料を別途提示するなど、情報提供のあり方について工夫してほしい。**

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第50号 平成24年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

**\* 繰り越すこととなった理由について**

補正予算には市場内施設の再整備工事2件が含まれており、1件は水産部門の新冷蔵庫建設工事において、地中から最大約80センチメートルのコンクリート塊が発見されたことで杭の直径を変更することとなり、これに伴い建築確認申請の変更手続を取る必要が生じたため、工事完成が遅れるものである。なお、地中のコンクリート塊については、事前のボーリング調査でも発見できなかった。もう1件は花卉棟改修工事において、工事業者決定後に市場内事業者から、当該工事を当初計画通り実施すると営業活動に支障が出る旨の異議が出されたことから、工事計画の変更を余儀なくされたものである。

**\* 整備工事の遅延に係る国庫補助への影響について**

農林水産省が平成23年3月に策定した第9次中央卸売市場整備計画に基づき、花卉棟改修工事の一部が国庫補助の対象となっているが、当該補助金は工事完了後に支払われること、及び花卉棟改修工事自体が平成24年度から平成25年度までの2箇年計画であることから、仮に工事完了が平成25年度へずれ込んだ場合でも特に影響はないものと認識している。

**\* 第9次中央卸売市場整備計画における経営戦略について**

本市では、平成21年8月に策定した川崎市中央卸売市場中長期プラン基本計画を本市の経営戦略と位置付けており、農林水産省からも了承を得ている。北部市場では現在も中長期プラン基本計画に基づき、新規顧客の開拓や情報発信力の強化など各種取組を進めるとともに、再整備事業により、市場機能の高度化を目指している。

**\* 本市の整備事業の評価について**

平成25年度中に市場内施設の再整備工事が完了見込みであるため、平成26年度中に経過を観察し、平成27年度には国に対し評価結果を報告する予定である。

**\* 花卉棟改修工事の設計時に発生した問題について**

行政内部と事業者との意思疎通が不十分であったため、ガスの配管や電話線の引き込みなどが考慮されないまま設計が進んでしまった経緯がある。問題が発覚した時点で内容を再度確認し、設計を修正することで工事への影響を回避することができた。

《意見》

\* 花卉棟改修工事について、市場の営業中に工事を施工することは、市場内事業者も含め事前に共通認識としておくべきことであり、また設計に際しても市場の営業継続を前提として進めるべきであったと考える。工事開始後にもかかわらず、営業活動の優先を理由に工事の中止を余儀なくされるような事態は避けなければならない。

\* 民間から購入した土地ではなく、元々本市が保有する土地であるにもかかわらず、地中埋設物が予見できなかった責任は重いと思われる。本来あってはならない事態であり、今後このような問題が再発することのないよう原因を究明し、責任を明確にしてほしい。

\* 市の税金を投入している以上、工事計画の妥当性について厳しく評価しなければならないと考える。また、整備事業の費用対効果についても常に検証を行っていくべきである。

\* 旧冷蔵施設は建設から30年間使用したとのことだが、施設の再整備を行う際には故障してからでは遅く、予防的な視点が必要である。今後もその点に配慮して、施設のメンテナンスを実施してほしい。

\* ガスの配管や電話線の引き込みについては与条件に含まれているはずであり、設計時点で判明しなかったのは例え意思疎通が不十分だったとは言え、責任ある行政機関として非常に恥ずべきことである。今後このようなことは二度とないよう、行政内部の連携を深めてほしい。

\* 今回の繰越明許のもととなる平成24年度一般会計予算に反対しているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第52号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

**\* 繰越明許費の内容について**

繰越明許費の対象事業は、港湾計画策定調査の委託に関する港湾計画事業、東扇島のコンテナターミナル改良工事に関する東扇島コンテナ事業、東扇島の臨港道路整備工事に関する東扇島施設事業であり、関係者との協議等に時間を要したことが繰り越しの主な理由である。

《意見》

\* 臨港道路の整備については過去から一貫して反対の立場に立ってきた経緯があるため、臨港道路の整備事業を含む本議案についても賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決